○栗東市コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱

平成15年9月30日
告示第121号

注　令和6年9月から改正経過を注記した。

栗東市地方バス路線維持費補助金交付要綱(平成13年栗東町告示第49号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則(第1条―第3条)
第2章　運行費補助金(第4条―第12条)
第3章　車両減価償却費等補助金(第13条―第20条)
第4章　雑則(第21条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　市長は、地域住民の日常生活に必要不可欠な生活交通路線(以下「コミュニティバス等路線」という。)の維持を図るため、事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては栗東市補助金等交付規則(昭和63年栗東町規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(令7告示1050・一部改正)

(協議)

第2条　この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長と協議を行うものとする。

(1)　栗東市の区域における運行の計画をしたとき。

(2)　栗東市の区域における運行系統の変更、統合及び休廃止等を計画したとき。

(3)　栗東市の区域における運行に必要な車両の購入を計画したとき。

(4)　その他、コミュニティバス等路線について市長が協議を申し出たとき。

(令7告示1050・一部改正)

(補助対象事業者)

第3条　補助対象事業者は、乗合バス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。)及びタクシー事業者(同号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。)とする。

(令7告示1050・一部改正)

第2章　運行費補助金

(補助対象路線)

第4条　補助対象路線は、市長が認めるコミュニティバス等路線とする。

(令7告示1050・一部改正)

(補助対象期間)

第5条　補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。ただし、市長は、必要に応じて補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間に変更するものとする。

(令7告示1050・一部改正)

(補助対象経費)

第6条　補助対象経費は、当該路線の補助対象期間における運送欠損額とする。

(補助金の額)

第7条　補助金の額は、前条の運送欠損額のうち、市長が認めた路線を運行した補助対象走行キロ程に相当する額とする。

(概算払)

第8条　補助金は市長が認めたときは、概算払とすることができる。

(補助金の交付申請)

第9条　補助金の交付を受けようとする者は、コミュニティバス等運行対策費補助金(運行費)交付申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1)　当該路線にかかる経常(運送)費用及び経常(運送)収益を明らかにした書類

(2)　申請にかかる路線と他の乗合バス事業者の運行系統及び鉄道の軌道との関係を示した地図

(3)　その他市長が必要とする書類

(令7告示1050・一部改正)

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条　市長は、前条の申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、規則第4条及び第14条の規定により、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助対象事業者にコミュニティバス等運行対策

費補助金(運行費)交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。
(令7告示1050・一部改正)
(補助金の交付請求)
第11条　前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、コミュニティバス等運行対策費補助金交付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。
(令7告示1050・一部改正)
(概算払による場合の交付手続)
第11条の2　第8条の規定により市長が概算払とすることを認めた場合における第10条の規定の適用については、同条中「コミュニティバス等運行対策費補助金(運行費)交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)」とあるのは、「コミュニティバス等運行対策費補助金(運行費)交付決定通知書(別記様式第2号の2)」とする。
2　第8条の規定により市長が概算払とすることを認めた場合における前条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「第11条の2第1項の規定により読み替えて適用される前条」とする。
3　第1項の規定による通知を受けた補助対象事業者は、事業完了後速やかにコミュニティバス等運行対策費補助金(運行費)実績報告書兼精算報告書(別記様式第3号の2)を市長に提出しなければならない。
4　市長は、前項の報告書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、補助対象事業者にコミュニティバス等運行対策費補助金(運行費)額の確定通知書(別記様式第3号の3)により通知するものとする。
(令7告示1050・一部改正)
(補助金の交付の取消し及び返還)
第12条　市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(1)　本要綱の規定に違反したとき。
(2)　補助金の交付決定の条件に違反したとき。
(3)　補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(4)　安全性及び公共性等において著しい欠陥があったとき。
第3章　車両減価償却費等補助金
(補助対象車両及び補助対象経費)
第13条　補助対象車両は、第4条に規定する路線のうちコミュニティバス路線の運行の用に供する車両とする。
(令7告示1050・一部改正)
(補助対象経費及び補助金の額)
第14条　補助対象経費は、車両取得額(1両当たり1,500万円を限度とする。)から国、県等から交付される同一補助対象に対する補助金等及び備忘価額として1円を控除した額及びシステム等に係る改修費用の額とする。
2　補助金の額は、前項の規定による補助対象経費の額により算出した車両減価償却費及び当該車両購入に係る金融費用の額(リース車両の場合は、これに相当する額)並びにシステム等に係る改修費用の額の合計額とする。
3　車両減価償却費は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数及び定額法の償却率により算定するものとする。
4　金融費用は、年4パーセントを限度とする。
(令6告示1088・一部改正)
(補助金の交付申請)
第15条　補助金の交付を受けようとする者は、コミュニティバス等運行対策費補助金(車両減価償却費等)交付申請書(別記様式第4号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　補助額等の算出根拠書類
(2)　申請にかかる車両の概要がわかる書類
(3)　その他市長が必要とする書類
(令7告示1050・一部改正)
(補助金の交付決定)
第16条　市長は、前条の申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、規則第4条の規定により、速やかに補助金の交付を決定し、補助対象事業者にコミュニティバス等運行対策費補助金(車両減価償却費等)交付決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
(令7告示1050・一部改正)
(補助対象事業の変更の承認)
第17条　補助対象事業者は、補助金の変更が生ずるときは、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助対象事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるものとする。
(実績報告)
第18条　補助対象事業者は、補助対象車両の購入若しくはリース契約又はシステム等の改修が完了したときは、その完了後1月以内にコミュニティバス等運行対策費補助金(車両減価償却費等)に係る実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

（令6告示1088・令7告示1050・一部改正）

（補助金の額の確定）

第19条　市長は前条の報告書を受理したときは、これを審査のうえ、規則第14条の規定により、速やかに補助金の額の確定を行い、補助対象事業者にコミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）の額の確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（令7告示1050・一部改正）

（準用）

第20条　第11条の規定は、本章において準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「第19条」と読み替えるものとする。

第4章　雑則

（補助金の経理等）

第21条　補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておくものとする。

2　補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

附　則

1　この告示は、平成15年9月30日から施行する。

2　当分の間、第14条第3項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「にその5割を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を加えた年数を耐用年数として、」とする。

附　則（平成25年3月27日告示第55号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月24日告示第33号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和6年9月1日告示第1088号）

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

附　則（令和7年4月1日告示第1050号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

（令7告示1050・全改）

別記
様式第１号（第９条関係）

番　　号
年　月　日

栗東市長　　様

事業者名

コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）交付申請書

栗東市コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱第９条の規定により、コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付を受けようとする補助金の額

運行費補助金	千円

2　申請額の内容

バス事業者名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 (km)	運賃算定基準賃率 (円)	実車走行キロ A (km)	補助対象走行キロ B (最合キロ) (km)	経常収益 C (円)	経常費用 D (円)	経常欠損 E D−C (円)	補助対象欠損額 F E×B／A (円)	補助対象経費の額 G (円)	補助申請額 (千円)
			起点	経由地	終点										
計		系統	—	—	—	—	—								

注　1　「系統キロ程」、「実車走行キロA」及び「補助対象走行キロB」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで、また「運賃算定基準賃率」は小数点第2位（第3位以下切り捨て）まで算出し、その他の欄は小数点以下を切り捨てた数値とすること。
2　「運賃算定基準賃率」には、当該路線の運賃算定の基準となる基準賃率の額を記入すること。なお、均一制運賃の場合も基準賃率を算出し記入すること。
3　「補助対象走行キロB」は、補助対象区間の走行キロを記入し、（　）内に最合区間等の距離分を内数として記入すること。
4　「補助対象欠損額F」が負の値となる場合は、「0」として以下の計算をすること。
5　「補助申請額」については、千円未満を切り捨てること。
6　運賃表（三角表）、運行経路図及び停留所間の区間キロ程表を添付すること。

様式第2号（第10条関係）

（令7告示1050・全改）

様式第２号（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

栗東市長

コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）交付決定及び額の確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあったコミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）については、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

１　補助金の確定額は次のとおりとする。

運行費補助金	系統　　千円

２　補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

⑴　交付を受けた補助金については、交付の目的に従って効率的な運用に努めること。
⑵　補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後５年間保存すること。

様式第2号の2（第11条の2関係）
（令7告示1050・全改）

様式第２号の２（第１１条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

栗東市長

コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）交付決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあったコミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1　補助基本額　　系統　　千円

2　補助金の額　　系統　　千円

3　補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

⑴　交付を受けた補助金については、交付の目的に従って効率的な運用に努めること。

⑵　補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後５年間保存すること。

様式第3号（第11条関係）

（令7告示1050・全改）

様式第３号（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

栗東市長　　様

事業者名　　印

コミュニティバス等運行対策費補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定の通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　請　求　金　額　　金　　円
ただし

２　振込口座等
⑴　受取人住所
⑵　受取人氏名
⑶　振込銀行名
⑷　預 金 種 別
⑸　口 座 番 号

＊ただし書欄に補助金名を記載すること。

様式第3号の2（第11条の2関係）
（令7告示1050・全改）

様式第３号の２（第１１条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

栗東市長　　様

事業者名

コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）実績報告書兼精算報告書

　　年度コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）に係る補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　概算払額（Ａ）　　千円
２　実績額（Ｂ）　　千円
３　精算額（Ｂ－Ａ）　　千円
４　関係書類　　コミュニティバス等運行対策費補助金資料明細

様式第3号の3（第11条の2関係）
（令7告示1050・全改）

様式第３号の３（第１１条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

栗東市長

コミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）額の確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績及び精算の報告のあったコミュニティバス等運行対策費補助金（運行費）について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金確定額　　系統　　千円

様式第4号（第15条関係）
（令7告示1050・全改）

様式第４号（第１５条関係）

番　　号
年　月　日

栗東市長　　様

事業者名

コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）交付申請書

栗東市コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱第１５条の規定により、コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　交付を受けようとする補助金の額

車　両	
製造メーカー　： 車名　： 排気量　： 座席数、乗車定員　： バリアフリー対応　： 販売店（リース事業者） 名称： 住所：	主な運行路線名　： 内容（区間、便数等その他特記事項）：
補助金算出	
購入計算 ・車両 1,500 万円又は車両取得額［消費税含］＿＿＿＿＿円のいずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …A A －（国・県等補助金額＿＿＿＿＿＿円 ＋ 備忘価額１円） ＝ ＿＿＿＿＿＿円 …B B ／ ＿年定額償却 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 …C C ×（＿＿月［償却月数］／ 12 月） ＝ ＿＿＿＿＿＿円 …D ・金融費用 ＿＿＿＿＿＿円［B 額］ － 受入済累計市補助額＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 … E	リース計算 ・車両 1,500 万円又は車両価額［消費税含］＿＿＿＿＿＿円のいずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …A A － 国・県等補助金額＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 …B ・リース期間、料率［消費税含］、リース料金（月額） ＿年 、 ＿％ …C B × C ＝ ＿＿＿＿＿＿円 …D （リース期間と耐用年数が異なる場合は割戻しを行う） D ×（ ／ ）＝ ＿＿＿＿＿＿円 …D'

<table>
<tr><td>E × 4.0% × (＿＿月[償却月数] / 12月) =
＿＿＿＿＿＿円 … F
F又は実(見込み)額[消費税含] ＿＿＿＿＿＿円の
いずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …G

・合計
D + G = ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …H

・補助金の額
＿＿＿＿＿＿＿＿円[H額]</td><td>・リース費用
D' × ＿＿月[リース月数] = ＿＿＿＿＿＿円 …E
E又は実(見込み)額[消費税含] ＿＿＿＿＿＿円の
いずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …F

・補助金の額
＿＿＿＿＿＿＿＿円[F額]</td></tr>
<tr><td colspan="2">システム</td></tr>
<tr><td colspan="2">導入事業者　　：
製品名　　：
システム概要　：
主な運行路線名　：
その他　　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金の額
・システム改修

＿＿＿＿＿＿円（総額）－＿＿＿＿＿＿円（国・県等補助金額）＝＿＿＿＿＿＿＿＿円</td></tr>
</table>

2　補助金の交付を受けようとする理由

3　添付書類

(1)　補助金等の算出根拠書類

(2)　申請にかかる車両の概要がわかる書類

様式第5号(第16条関係)

(令7告示1050・全改)

様式第５号（第１６条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

栗東市長

コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）交付決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあったコミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の額は次のとおりとする。

主な運行路線、車両数、システム改修	補助金の額
	円

２　補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

⑴　交付を受けた補助金については、交付の目的に従って効率的な運用に努めること。
⑵　補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後５年間保存すること。

様式第6号（第18条関係）

（令7告示1050・全改）

様式第６号（第１８条関係）

番　　号
年　　月　　日

栗東市長　　様

事業者名

コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）に係る実績報告書

　　年度コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）に係る事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　事業実績

車　　両	
製造メーカー　　： 車名　　： 排気量　　： 座席数、乗車定員　　： バリアフリー対応　　： 販売店（リース事業者） 名称: 住所:	登録日　　： 登録番号　　： 運行開始日　： 運行路線名　： 運行概要（区間、便数等その他特記事項）：
システム	
導入事業者　　： 製品名　　： システム概要　： 主な運行路線名　： その他　　：	

2　収支決算

購入計算	リース計算
・車両 1,500 万円又は車両取得額[消費税含]＿＿＿＿＿＿ 円のいずれか低い額＿＿＿＿＿＿＿＿円 …A A －（国・県等補助金額＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＋ 備忘価額１円） ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …B B ／ ＿年定額償却 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …C C ×（＿＿月[償却月数] ／ 12 月） ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …D ・金融費用 ＿＿＿＿＿＿＿＿円[B 額] － 受入済累計市補助額＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 … E E × 4.0% ×（＿＿月[償却月数] ／ 12 月）＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 … F F 又は実（見込み）額[消費税含] ＿＿＿＿＿＿＿＿円の	・車両 1,500 万円又は車両価額[消費税含]＿＿＿＿＿＿＿＿ 円のいずれか低い額＿＿＿＿＿＿＿＿円 …A A － 国・県等補助金額＿＿＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …B ・リース期間、料率[消費税含]、リース料金（月額） ＿年 、 ＿% …C B × C ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …D （リース期間と耐用年数が異なる場合は割戻しを行う） D × （ ／ ） ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …D’ ・リース費用 D’ × ＿＿月[リース月数] ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …E E 又は実（見込み）額[消費税含] ＿＿＿＿＿＿＿＿円の

いずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …G ・合計 D ＋ G ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円 …H ・補助金の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円［H 欄］	いずれか低い額＿＿＿＿＿＿円 …F ・補助金の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円［F 欄］
補助金の額 ・システム改修 ＿＿＿＿＿＿円（総額）－＿＿＿＿＿＿円（国・県等補助金額）　＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	

様式第7号（第19条関係）

（令7告示1050・全改）

様式第７号（第１９条関係）

番　　号
年　月　日

様

栗東市長

コミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）の額の確定通知書

年　月　日付け　第　号で実績報告のあったコミュニティバス等運行対策費補助金（車両減価償却費等）については、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

主な運行路線、車両数、システム改修	補助金の確定額
	円